

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷五十第
 行發日一月二十年一十正大

論叢

相續税に於ける特殊累進に就きて
 法學博士 神戸 正雄

勞農露國の農業
 法學博士 河田 嗣郎

マルクス氏の集産主義の實行難を論ず
 法學博士 田島 錦治

基督教文明の發展概論
 法學博士 財部 靜治

經濟道と經濟術
 法學士 作田 莊一

資料

中央市場論并に食料品配給費研究
 法學博士 戸田 海市

說苑

リストと歴史派經濟學
 法學士 山口 正太郎

我國の都市及地方に於ける婚姻の統計的觀察
 經濟學士 岡崎 文規

雜錄

無責任なる翻譯の一例
 法學博士 河上 肇

原田學士譯ボーリーニ經濟學原論
 經濟學士 小川 福太郎

價格指數に就て
 法學士 沙見 三郎

附錄
 本誌第十五卷總目錄

我國の都市及び地方に於ける婚姻の統計的觀察

岡崎 文規

第一序 言

私がこの小編を起草する上に、最も有力なる動機をなして居るものは、Meyo-Smith が其著 *Statistics and Sociology* に於て、都市と地方との婚姻率に關して論述せる左の一節である。

「婚姻率は、概して言へば、地方に於てよりも都市に於てより高い。と言ふのは都市には二十歳乃至四十歳の人間が比較的多数を占めてゐるからである。千八百九十年の獨逸の婚姻統計を見るに、全國の平均婚姻率は一六・六なるに對して、四十七都市の平均率は一九・九である。更に各都市に就いて見れば、Berlin に於ては二二・九、Hamburg に於ては二二・七、Leipzig に於ては二二・七、München に於ては一九・六、Breslau に於ては一八・九、Köln に於ては一九・八、Dresden に於ては二〇・二、Magdeburg に於ては一九・三、Frankfurt に於ては二二・〇であつて、只例外として、少數の都市の婚姻率に、全國の平均婚姻率より低いものがある。例へば、Stuttgart の二二・八、Strasburg の一四・九の如き即ち之である。」¹⁾而して Newsholme も彼と同一見解を維持してゐる。²⁾

右に依れば氏は、千八百九十年の獨逸の婚姻統計に其の論據を求めて、都市に於ける婚姻率は地方のそれよりも高率であると論斷し、其の原因を婚姻期にある二十歳乃至四十歳の人間の、都

1) Meyo-Smith, *Statistics and Sociology*. p. 98-99.
2) Newsholme, *The Elements of Vital Statistics*. p. 59.

鄙間に於ける多寡にありとしてゐる。氏が之に對して何等統計的實證を擧げてゐないことや、其の他の統計方法に關しても、氏に慊らない點に就いては、私の信ずる統計方法を採用する積りであるが、私の結論が氏の結論に一致しやうと否とは敢て問ふ所ではない。私の主要目的は、我國に於ては都市及び地方の婚姻率は如何なる關係にあるか、そして其の關係は如何なる原因に基いて構成されたものであるかを統計的に考察するにある。

第二本論

Mayo-Smith は只僅かに一ヶ年の統計を以て、婚姻率は地方に於てよりも都市に於てより高率なりと言ふ氏の所論を統計的に實證しようとしてゐるが、私の考へに依れば、それは決して妥當な方法ではない。頗る危険な實證方法と言はなければならぬ。そこで、私はこの非難を避ける爲めに、明治四十二年乃至大正七年の十ヶ年の統計を調査し、其の算術平均を採用する事にした。それから氏は全國の統計を以て、假りに地方の統計に代用したが、この點は私も氏に従ふことにした。そして氏は獨逸の都市の統計を四十七都市の統計を平均したものを以てしたが、私は我國の都市の統計には、現住人口五萬以上の三十七市區の統計を平均したものを以て之に充てることとした。都市を三十七市區に限つた事は、年次を明治四十二年乃至大正七年に制限したと同様、只統計調査上の便宜に出でたものであつて、別に深い意味はない。

一 都市及び地方の婚姻統計

説苑

我國の都市及び地方に於ける婚姻の統計的觀察

第十五卷 (第六號 一一七) 九一一

さて、明治四十二年乃至大正七年及び其平均の全國の婚姻率³⁾即ち地方の婚姻率は左表の通りである。

第一表 全國(臺灣、朝鮮、樺太を除く)の婚姻率(人口千に付き) (現在地調)

婚姻率	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	明治四十五年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	平均
	八・八	八・七	八・四	八・三	八・三	八・四	八・二	七・九	八・〇	八・〇	八・四

右の統計表に就き二三の注意事項がある。こゝに謂ふ所の婚姻率とは婚姻者数を人口に對比したるものではなく、婚姻件数を人口に對比したものである。M. J. O. Smithが掲げてある婚姻率が我國の婚姻率の略ぼ二倍に達した所以のものは、彼にあつては婚姻者数を人口に對比せる千分比を以てしてゐるからである。それからこゝに謂ふ所の人口とは推計人口(推計人口算出の根據及び其の方法に就いては、「日本帝國動態統計」の附録參照)であつて、従つて人口千に對する全國の婚姻率とは、府縣道別による、一年中に於ける、現在地調の婚姻件数を千倍したるものを、同年末の府縣道推計人口にて除して得たる商、即ち各府縣道の婚姻率を更に平均したるものである。市區婚姻率もこれと同一の方法によつて算出するのである。

第一表に依れば、地方の婚姻率は最高の大正七年の九・〇と最低の大正五年の七・九との間を下し、十ヶ年間の平均は八・四である。

次に明治四十二年乃至大正七年及び其の平均の現住人口五萬以上の三十七市區に於ける婚姻率⁴⁾即ち都市の婚姻率は左表の通りである。

第二表 現住人口五萬以上の市區に於ける婚姻率(人口千に付き)

市區名	東京	市	次	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	明治四十五年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	平均
	東京	市	次	八・五	八・一	八・六	九・〇	九・一	九・五	九・三	九・五	八・〇	七・七	九・二

3) 日本帝國第四十統計年鑑による。

4) 日本帝國人口動態統計(明治四十二年—大正七年)による。

和歌山市	下關市	吳島市	廣島市	岡山市	富山市	金澤市	福井市	仙臺市	岐阜市	甲府市	靜岡市	豊橋市	名古屋	宇都宮	前橋市	新潟市	佐世保	長崎市	神戸市	横須賀	横浜市	大阪市	京都市	灘谷町
七・三	七・三	七・九	八・一	五・八	一・一	九・九	九・三	八・四	—	—	一〇・一	—	七・七	—	—	一・九	四・六	六・七	六・五	六・九	五・九	八・三	五・九	七・六
七・三	七・三	七・〇	七・九	五・五	三・一	一〇・〇	九・〇	九・一	—	—	一〇・六	—	七・七	—	—	三・一	四・五	七・〇	六・四	六・〇	八・五	六・一	七・九	—
八・三	七・一	八・三	八・五	六・六	一・六	九・六	九・七	八・一	—	—	二・三	—	七・四	—	—	三・九	五・五	三・三	七・二	六・九	八・三	六・〇	七・六	—
七・七	六・九	七・五	七・八	五・四	二・五	九・三	八・九	八・〇	—	—	一〇・一	—	七・〇	—	—	二・八	四・七	四・〇	七・〇	六・六	七・四	五・八	七・三	—
六・八	六・五	六・二	六・六	六・〇	一・〇	八・六	八・一	七・七	—	—	九・六	—	六・三	—	—	一・六	四・七	五・四	六・一	五・三	六・三	五・五	六・四	—
八・九	六・五	六・五	六・九	六・四	二・五	八・七	八・三	七・六	七・二	七・二	八・九	五・九	七・五	七・三	七・二	二・〇	四・九	六・三	六・四	七・〇	七・八	五・三	六・七	五・五
七・一	七・二	六・五	七・五	四・四	九・二	九・三	九・三	七・四	七・五	五・二	七・八	五・五	六・六	八・二	六・七	三・五	四・九	六・三	六・三	四・六	五・八	四・六	六・五	四・九
七・二	五・六	五・六	六・五	五・六	九・三	七・九	七・三	七・六	六・二	四・七	七・九	四・九	五・七	七・一	七・三	一・三	五・三	六・七	六・五	五・一	六・一	五・一	五・六	四・四
七・五	五・三	五・八	七・〇	六・五	九・八	八・二	七・七	七・七	五・八	五・八	八・五	四・四	六・二	六・七	七・八	一・三	五・三	七・五	六・八	五・一	六・四	五・三	六・二	四・二
八・一	八・二	六・三	八・七	五・四	八・三	八・三	七・六	八・三	六・一	六・一	八・八	六・五	八・八	六・八	六・七	一〇・五	四・一	六・二	六・六	五・四	七・三	五・五	六・六	五・九
七・六	六・八	六・八	七・六	五・九	一〇・六	八・九	八・六	七・二	七・〇	五・八	九・四	五・六	七・一	七・二	七・一	三・〇	四・九	六・一	六・六	五・七	六・五	七・三	六・八	五・〇

説苑

我國の都市及び地方に於ける婚姻の統計的觀察

第十五卷 (第六號 一一九)

九一三

徳島市	八・七	七・九	八・三	八・〇	七・八	七・四	八・三	六・一	六・八	七・六	七・七
福岡市	七・四	六・九	七・二	七・〇	六・〇	六・三	七・四	五・七	五・八	八・〇	六・八
門司市	四・八	四・六	五・五	四・九	四・二	四・七	五・三	四・五	四・七	六・七	五・〇
熊本市	六・八	六・六	六・五	七・七	六・六	六・五	六・四	六・八	六・六	七・〇	六・九
鹿児島市	八・二	八・四	七・九	八・〇	七・一	六・二	七・一	七・一	六・五	六・八	七・三
那覇區	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
札幌區	七・八	八・七	七・二	六・九	六・五	五・九	六・八	六・五	六・〇	六・八	六・九
小樽區	七・三	八・〇	八・三	六・八	六・六	六・九	八・一	七・一	七・六	八・〇	七・五
函館區	一〇・八	一・五	二・〇	一〇・〇	九・八	一〇・四	一〇・六	九・五	九・九	九・三	一〇・三
旭川區	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	七・八	七・八	八・〇	七・六	六・九	七・〇	七・〇	六・五	六・七	七・四	七・三

数字の記入なき箇所は當時未だ現住人口五萬に達せざりし爲めである

第二表に依れば、各年に於ける三十七市區平均の婚姻率は、最高の明治四十四年の八・〇と最低の大正五年の六・五との間を上下し、十ヶ年間の平均は七・二である。故に我國の都市の婚姻率は七%見當と云ふべく地方の八%より遙に劣つてゐる。

次に都市及び地方の婚姻率を更に詳細に對比する。両者は其の高低に於て略ぼ同一の傾向を示してゐるが、都市に於ける最高の明治四十四年の八・〇が地方に於ける最低の大正五年の七・九を僅かに凌ぎ、大正六年の八・〇と漸く同一である以外には、各年を通じて地方の婚姻率は都市の夫れよりも優勢である。従つて前者の十ヶ年總平均婚姻率七・三が後者の十ヶ年平均婚姻率八・四に及ぶ可くもないのは當然である。

乍併、十ヶ年平均婚姻率を各市區に就いて觀察するならば、地方の十ヶ年平均婚姻率よりも高い婚姻率を示してゐる者も有るにはある。即ち新潟市の一二・〇、静岡市の九・四、福井市の八・六、金澤市の八・九、富山市の一〇・六、函館區の一〇・三等は之である。これ等は除外例と看做す可きものであらう、が更に研究すると興味深き事實がある。以上の各都市(函館區を除く)が所在してゐる各縣の明治四十二年乃至大正七年の十ヶ年平均婚姻率は、左表に於て示すが如く、何れも全國の十ヶ年の平均婚姻率八・四より高率である。而して各都市と其存する各縣との婚姻率を比較するに、新潟縣の九・三に對して新潟市は一二・〇、静岡縣の九・一に對して静岡市の九・四、福井縣の八・五に對して福井市の八・六、石川縣の八・九に對して金澤市の八・九、富山縣の九・二に對して富山市の一〇・六等の結果を齎してゐる。故に以上の都市に於ける婚姻率は金澤市を除けば、全國の婚姻率より高率であるのみならず、全國の婚姻率よりも高率である所の以上の諸縣に於ける婚姻率を更に凌駕してゐるのである。これ大いに注目し値する事實である。

第三表 全國の婚姻率よりも高き婚姻率を示せる都市の所在せる諸縣に於ける婚姻率

縣名	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	明治四十五年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	平均
新潟縣	一〇・八	一〇・七	九・九	九・四	九・一	八・九	八・七	八・五	八・三	九・一	九・三
静岡縣	九・八	一〇・一	九・四	九・二	九・一	九・三	八・一	八・五	八・七	九・二	九・一
福井縣	九・六	九・五	九・一	九・〇	八・五	八・九	八・五	七・九	八・〇	九・〇	八・五
石川縣	九・六	九・五	九・三	九・〇	八・九	八・八	八・六	八・三	八・三	九・一	八・九
富山縣	一〇・一	九・九	九・三	九・五	九・一	九・二	八・三	八・五	八・〇	八・九	九・二

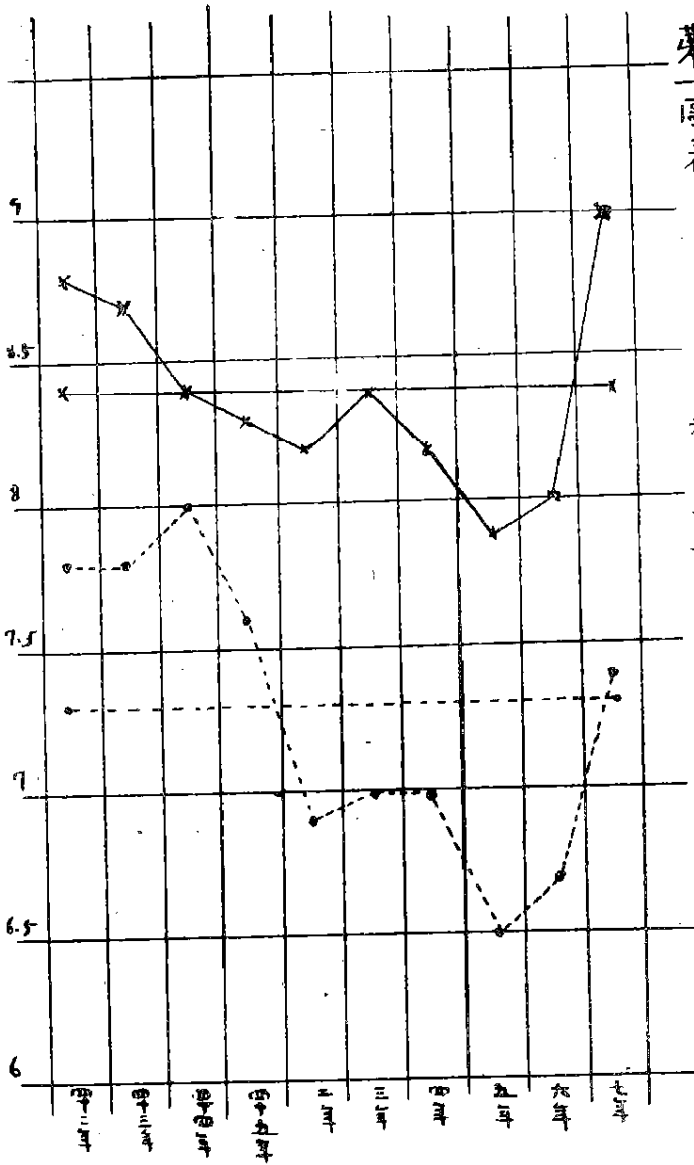
說苑 我國の都市及び地方に於ける婚姻の統計的觀察

第十五卷 (第六號 一一一)

九一五

都市及び地方の各年婚姻率を圖表に示したものの第一圖表である。直線は地方及び都市の十ヶ年

第一圖表



地方の婚姻率を示す線
都市の婚姻率を示す線

平均婚姻率を示す。両者が其の高低に於て略ぼ同一の傾向を保つてゐること並に都市に於ける婚姻率は、大體各年を通じて地方のそれに劣つてゐることは本圖表に於て明かであらう。

私は以上の諸統計的事實より歸納して、Mayo-Smith とは全然正反對の結論に到達せざるを得ない。曰く。

「我國に於ては、婚姻率は、概して言へば、地方に於てよりも都市に於てより低い。勿論、各都市に就いて各別的に之を觀察する時は、地方よりも高い婚姻率を示してゐる除外例はないではない。」

然らば何故に都市に於ける婚姻率は地方のそれよりも低いのであるか、精確なる原因を攻究して、これに適切なる説明を施す事が、次にしなければならぬ私の仕事である。Mayo-Smith に従つて、都鄙間に於ける婚姻適齡者の多寡によつて之を説明し遂げようとするならば、我國の都市及び地方に於ける婚姻率は氏の説く所と正反對の結果を示してゐるのであるから、我國に於ては、都市には二十歳乃至四十歳の人間が地方に比較してより、少數であると言ふ統計的事實の存在が是非とも必要なのである。そこで、先づ、我國の都市及び地方に於ける二十歳乃至四十歳の人口に就いて統計的觀察を行ふこととする。

二 都市及び地方に於ける二十歳乃至四十歳の人口に關する統計

年齢別による人口の靜態統計は五年目毎にしか調査されてゐないから、之を各年に亘つて觀察する事は不可能である。そこで、前に觀察した婚姻統計の期間と略ぼ同一の期間にある明治四十

一年、大正二年及び大正七年の三ヶ年の統計を以て満足しなければならない。地方の分としては全國(臺灣、朝鮮、樺太を除く)の本籍人、都市の分としては現住人口五萬以上の市區に於ける現住人を用ひ、何れも總人口と二十歳乃至四十歳の人口との比率を求め、兩者を比較して其の多寡を相對的に決定することとする。

さて、日本帝國第四十統計年鑑により、全國の本籍人口と二十歳乃至四十歳の人口との比率を算出したものが左衣である。

第四表 全國の本籍總人口と二十歳乃至四十歳の人口との比率(臺灣、朝鮮、樺太を除く)

比率	年次	明治四十一年	大正二年	大正七年	平均
		0.36	0.23	0.15	0.21

第四表に依れば、全國の本籍總人口に對する二十歳乃至四十歳の人口の率は、明治四十一年は0.36、大正二年は0.23、大正七年は0.15であつて、遂年幾分づゝの減少を示してゐるが、其の平均は0.21である、即ち地方に於ては二十歳乃至四十歳の人口は總人口の二割九分一厘である。

次に現住人口五萬以上の市區に於ける現住總人口に對する二十歳乃至四十歳の人口の比率を算出しなければならないが、「日本帝國統計年鑑」には全然之を欠いてゐるし、「日本帝國人口靜態統計」に掲げられてゐる所の警察署調査の都市に於ける年齢別現住人口統計も最も、重要と考へられる、大正七年の分が欠けてゐるので、私は現住人口五萬以上を有する三十七市區役所へ、

當該市區に於ける現住總人口と二十歳乃至四十歳の人口を聞き合せた。ところが、統計事務上調査の必要なきに依り、斯くの如き材料なしと言ふ回答が大多數を占めてゐて、僅かに十五市區の統計しか獲られなかつた。警察署調査の統計に従へば、廣く三十七市區全般に亘つて觀察し得る便宜があるが、大正七年の統計を全然考慮に入れないと言ふ事は、この場合どうしても不都合だと信するので、市區役所の報告による統計は其の數に於て、警察署調査の分の半數にも及ばないに拘らず、私は之を利用することゝした。

市區役所の報告せられたる統計により、各市區に於ける現住總人口と二十歳乃至四十歳の人口との比率を算出したものが左表である。

第五表 現住人口五萬以上の市區に於ける現住人口總數と二十歳乃至四十歳の人口數との比率

市區名	年次				平均	市區名	年次				平均
	明治四 十一年	大正二年	大正七年	平均			明治四 十一年	大正二年	大正七年	平均	
東京市	0.373	—	0.384	0.378	仙臺市	0.313	0.305	0.322	0.313		
京都市	0.377	0.331	0.357	0.355	福井市	0.303	0.332	0.323	0.319		
大阪市	—	—	0.355	0.355	金澤市	—	—	0.318	0.318		
堺市	—	0.333	0.332	0.333	岡山市	—	0.311	0.314	0.313		
横須賀市	0.348	0.348	0.363	0.353	徳島市	0.303	0.311	0.317	0.310		
新潟市	0.328	0.331	0.303	0.321	旭川區	—	—	0.303	0.303		
宇都宮市	—	0.328	0.301	0.315	下關市	—	—	0.313	0.313		
名古屋市	—	—	0.331	0.331	平均	0.311	0.311	0.311	0.311		

表中線の記入せる箇所は當該年度の統計を欠いてゐるためである。何等記入なき所は當時現住人口五萬に達せざりしためである。

右に依れば、都市の現住人口に對する二十歳乃至四十歳の人口の比率は明治四十一年は〇、三五一、大正二年は〇、三三二、大正七年は〇、三三三であつて、これ亦、逐年幾分づゝの減少を示してゐるが、其の平均は〇、三三五である。即ち都市に於ては二十歳乃至四十歳の人口は總人口の三割を超過する事なほ三分五厘である。

次に都市及び地方の總人口に對する二十歳乃至四十歳の人口の比率を比較するに、両者とも逐年、その比率が減少しつゝある事は、同一の傾向を取つてゐることを語るものであるが、各年も都市は地方よりも優勢である。即ち地方は常に二割代にあるに對して、都市は常に三割以上の餘裕を示してゐる。従つて三ヶ年の平均に於ても、地方は僅かに二割九分一厘なるに對して、都市は三割三分五厘と言ふ高率である。私は僅か十五都市の統計しか蒐集することが出来なかつたけれども、そして、それが五年目毎の調査に過ぎないけれども、都市には地方に比較して、總人口に對する二十歳乃至四十歳の人口が比較的多數を占めてゐる事實を承認することが出来ると信ずる。

今や私は都市に於ては婚姻期にある二十歳乃至四十歳の人間が、地方に於てよりも多數を占めてゐると言ふ統計的事實を獲たけれども、それは Mayo-Smith の場合の如く、我國の都市及び地方の婚姻率を適當に説明せんとする上に、何等役立たないものである事を知る。蓋し我國の戶籍上に現はれたる婚姻率は Mayo-Smith 説に對して全然正反對の結果を示してゐるからである。私は都市に於ても、また地方に於ても其の婚姻率を示すに總人口と婚姻件數との比率を以てした

が、若し婚姻期にある二十歳乃至四十歳の人口と婚姻件数との比率による特殊婚姻率に基いて、我國の都市及び地方の婚姻率を觀察するならば、都市に於ける婚姻率は地方のそれに比較していよく低率となるであらう。

そこで、私は我國の都市に於ては地方に於てよりも何故に婚姻率が低いかを適當に説明するためには、更に原因を他に探索する必要がある。この問題に對して種々なる思考が向けられるのであるが、都市に於ては戸籍上に現はれざる婚姻即ち内縁とか其の他私通とか言ふものが、地方よりも盛に行はれてゐるのではなからうか、若しこの事實ありとすれば、これは都市の婚姻率を低下せしめてゐる一原因と見ることが出来る。乍併、言ふ迄もなく、戸籍上に現はれざる婚姻数は到底、統計調査を行ふこと不可能であるが、戸籍上に現はれざる婚姻と私生出産とは離る可からざる關係にあるものであるから、都市及び地方に於ける私生出産数の統計的調査をすれば、之に依つて間接的に都市及び地方に於ける戸籍上に現はれざる婚姻歩合を略ぼ測定し得られると信ずる。

三 都市及び地方の私生出産統計

そこで、私は都市及び地方に於ける私生出産(出産百中)率を、明治四十二年乃至大正七年の十ヶ年に亘つて統計的に觀察する事とする。地方の私生出産率は前の婚姻の場合に於けると同様、全國(臺灣、朝鮮、樺太を除く)の私生出産率を以て之に充てた。都市の私生出産率も同様に現住人口五萬以上を有する三十七市區に於ける現在地調査私生出産率の平均したものを以て之に充てた。

先づ、明治四十二年乃至大正七年及び其の平均の全國(臺灣、朝鮮、樺太を除く)の私生出産率(出産百に付き)を左に掲げる。⁵⁾

第十表 全國(臺灣、朝鮮、樺太を除く)の私生出産率(出産百中)

年次	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	明治四十五年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	平均
率	10.6	10.6	10.4	10.4	10.0	9.8	9.6	9.9	9.9	9.8	10.1

註。私生には私生子と庶子を含む。私生出産には私生生産と私生死産の両場合を含む。

第六表に依れば、私生出産率は最高の明治四十二、三年の一〇、六と最低の大正四年の九、六との間を上下し、十ヶ年の平均率は一〇、一である。

次に明治四十二年乃至大正七年及び其の平均の現人住人口五萬以上を有する三十七市區に於ける私生出産率(出産百に付き)を左に掲げる。

第十一表 現住人口五萬以上の市區に於ける私生出産率(出産百中)

市區名	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	明治四十五年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	平均
東京市	14.4	14.4	12.2	12.2	12.1	12.9	12.3	12.5	12.1	12.8	13.1
澁谷町	—	—	—	—	—	10.3	10.3	11.1	11.3	10.2	10.9
京都市	13.1	12.0	12.3	12.3	12.0	12.4	12.4	12.1	12.5	12.0	12.8
大阪市	12.2	12.2	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.4	12.9	12.4	12.6
堺市	12.7	12.7	12.6	12.6	12.6	12.6	12.5	12.0	12.4	12.6	12.9
横濱市	16.3	16.4	15.8	15.0	15.1	14.3	13.6	13.1	13.1	13.8	14.4
横須賀市	9.8	9.3	8.7	9.3	7.6	7.8	8.6	8.8	8.0	7.4	8.5

5) 日本帝國人口動態統計(明治四十二年乃至大正七年)
 6) 日本帝國人口動態統計(明治四十二年乃至大正七年)

熊本市	門司市	福岡市	徳島市	和歌山市	下關市	吳市	廣島市	岡山市	富山市	金澤市	福井市	仙臺市	岐阜市	甲府市	靜岡市	豊橋市	名古屋	宇都宮市	前橋市	新潟市	佐世保市	長崎市	神戸市
二・六	三・八	五・三	二・四	二・三	二・〇	一・八	二・八	三・六	九・九	二・三	一・六	一・〇	一・四	一・四	八・四	一・一	二・九	一・一	一・〇	一・〇	一・七	五・七	二・七
二・四	一・九	八・六	一・九	一・九	一・七	九・六	一・三	二・四	八・九	二・四	一・六	一・〇	一・一	一・一	八・二	一・一	一・七	一・一	一・七	二・八	三・六	三・〇	
一・四	一・八	八・五	一・九	一・七	一・八	一・〇	一・三	三・四	一・〇	一・八	一・六	一・〇	一・一	一・一	七・七	一・一	一・七	一・一	一・七	一・九	二・四	二・七	
一・一	一・五	一・九	一・八	一・七	一・七	一・〇	一・三	二・〇	八・九	一・一	一・五	一・〇	一・一	一・一	七・三	一・一	一・七	一・一	二・一	二・五	一・四	二・一	
一・五	一・六	七・七	一・九	一・八	一・六	九・八	二・七	一・〇	九・四	一・五	一・〇	一・四	一・一	一・一	七・二	一・一	一・八	一・一	一・〇	一・四	一・四	一・九	
一・〇	一・九	一・一	一・七	一・六	一・六	八・七	三・一	二・一	九・一	二・三	一・五	九・六	三・一	一・四	六・八	一・七	一・八	九・六	一・〇	一・八	二・八	一・一	
一・五	一・七	九・〇	一・七	一・四	一・四	八・〇	一・八	三・五	九・五	一・〇	一・四	八・九	一・七	一・七	七・七	一・八	一・五	七・七	一・五	一・〇	一・〇	一・八	
一・六	一・八	八・七	一・七	一・七	一・七	八・五	二・〇	二・四	九・〇	一・七	一・〇	七・七	〇・〇	八・〇	七・六	六・三	一・九	九・一	八・六	二・九	二・九	一・八	
三・八	一・六	九・九	八・六	一・七	一・七	八・八	三・三	三・〇	八・〇	二・〇	一・五	八・五	一・七	一・七	六・七	一・六	一・六	八・四	九・三	九・九	三・三	一・七	
一・三	一・七	八・八	一・八	一・七	一・六	八・九	三・一	一・八	九・三	二・四	一・四	八・三	一・八	一・八	七・一	一・三	一・五	七・七	一・五	九・四	一・〇	一・七	
一・三	一・七	九・一	一・九	一・八	一・六	九・四	三・三	三・五	九・七	二・六	一・五	九・五	一・九	一・九	七・五	三・三	一・七	八・五	一・五	一・〇	三・六	一・〇	

説苑 我國の都市及び地方に於ける婚姻の統計的觀察 第十五卷 (第六號 一二九) 九二三

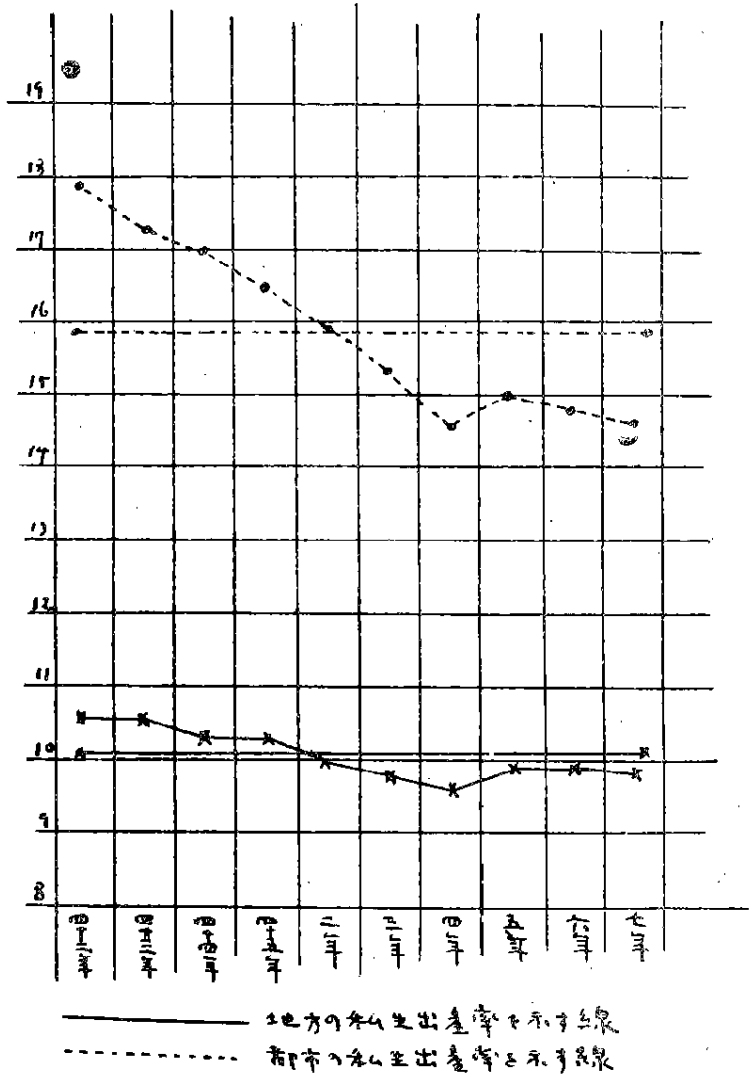
鹿兒島市	七・七	六・九	九・二	八・二	六・八	八・八	八・〇	七・二	七・二	八・二	七・八
那覇區	—	—	—	—	—	九・六	六・八	五・六	七・三	九・三	七・七
札幌區	一八・八	一七・四	一八・一	一六・九	一六・二	一六・〇	一六・九	一四・八	一五・四	一四・七	一三・五
小樽區	二五・二	二四・六	二三・六	二五・六	二三・三	二三・七	二三・五	二三・二	二〇・二	一九・九	二三・六
函館區	二五・三	二六・五	二五・三	二五・〇	二三・三	二四・〇	二三・一	二三・九	二二・四	二〇・九	二三・九
旭川區	—	—	—	—	—	二七・九	一一・八	一〇・八	一一・五	一一・三	一一・〇
平均	一七・九	一七・七	一七・〇	一六・五	一六・〇	一五・三	一四・六	一五・〇	一四・八	一四・六	一五・九

數字の記入なき箇所は當時現住人口五萬に達せざりしためである。

第七表に依れば、各年に於ける三十七市區平均の私生出産率は、最高の明治四十二年の一七・九と最低の大正七年の一四・六との間を上下し、十ヶ年の總平均率は一五・九である。之を全國の私生出産率に對比するに、婚姻率の場合に於けると同様、其の高低に於て殆んど同一の傾向を取つてゐるが、其の地位は全く逆であつて、都市に於ける私生出産率は、各年を通じて例外なく地方のそれを凌駕してゐる。従つて十ヶ年の平均率も、地方の一〇・一に對して都市は儼に一五・九の高率を示してゐる。十ヶ年平均の私生出産率を各都市に就いて各別的に觀察するならば、横須賀市の八・五、宇都宮市の八・五、静岡市の七・五、仙臺市の九・五、富山市の九・二、吳市の九・四、福岡市の九・一、鹿兒島市の七・八等は地方の一〇・一より低率を示してゐる事を發見する。

都市及び地方の各年私生出産率を圖表に示したものが第二圖表である。直線は都市及び地方の十ヶ年平均私生出産率である。両者が其の高低に於て略ぼ同一の傾向を取つてゐること並に各年を通じて、絶對的に地方が都市に及ばないことは本圖表に於て明かである。

第二圖表



私は以上の諸統計的事實より、都市に於ける私生出生率は、地方のそれを遙かに凌駕してゐる事を確認することが出来た。私は更にこれ等の事實より、都市に於ては地方に於てよりも、戸籍上に

現はれざる婚姻が盛に行はれつゝある事を推測し得るのである。且つ又、此事實は都市に於ける婚姻率が地方のそれに劣つてゐる統計的事實を雄辯に説明し得る一論據たるを失はないと信ずる。

第三 結 論

Mayo-Smith が、婚姻率は、概して言へば、地方に於てよりも都市に於て、より高いと主張してゐるに對しては、私は我國の婚姻に關する統計的觀察よりして、少なくとも我國の戶籍上に現はれたる婚姻率は概して言へば、地方に於てよりも都市に於てより低いと言ふ、氏と全然正反對の結果を獲たのである。氏は氏の主張を、都市には二十歳乃至四十歳の人口が地方に比較して多數を占めてゐるからであると言ふ事を以て——これには何等の統計的實證を経ずして、恰も自明の事實として記述してゐる——説明してゐる。私も統計的觀察よりして、我國の都市には二十歳乃至四十歳の人口が地方に比較して多數を占めてゐる事實を確認する事が出来たけれども、これに依つては、我國の戶籍上に現はれたる婚姻率が、何故に地方に於てよりも都市に於てより低きかを適當に説明する事ができぬ。そこで、私は戶籍上に現はれざる婚姻と密接なる關係にある私生出産率の統計的觀察を、都市及び地方に就いて試みた所が、都市に於ける私生出産率は地方のそれを遙かに凌駕してゐる事を發見した。これに依つて、都市には戶籍上に現はれざる婚姻が地方に比較して多數に上つてゐる事を推測し得られる。この事實はまた我國の戶籍上に現はれたる婚姻率が地方に於てよりも都市に於てより低い結果を生せしめた有力なる一原因を成してゐるものと考へられるのである。